

国内初、議員の調査活動明記

議員提案で議会基本条例制定

議会基本条例案を7月4日、全会一致で可決しました。議会の基本理念や役割、議会と県民の皆様、知事との関係を条例化したものですが、私は議会改革推進会議委員として条例案作成に頑張ってきましたので、この条例を活用して、今以上に公平、公正で透明性の高い議会にしていこうと決意を新たにしています。

議員10人で構成する議会改革推進会議は昨年10月から審議を重ね、議会基本条例を制定している鹿児島、大分の両県議会との意見交換、全員協議会での議論、パブリックコメントを経て条例案を作成しました。この間、一度も多数決で決めたことはありません。

一二元代表制を強く意識し、第2条で「県政における最高議決機関」と定め、第17条で議会は知事とは「対等であり、かつ、緊張ある関係を保ち」と定めました。「首長の追認機関」と批判されがちな地方議会

ですが、鳥取県議会は常に厳しく監視機能を発揮していくという決意表明です。

地方議会の調査権は地方自治法に定めがありますが、議員の調査権の規定はありません。これでは知事と対等関係に立つことはできません。監視活動や政策提言、議決も正確な情報が基礎となります。そこで、第10条で、議員の要求に対して、知事に資料の提出

や説明の義務を国内では初めて課すことにしました。第15条1項を「意思決定過程を透明化し、県民に対する説明責任を果たす」と踏み込んだ記述にするなど先進的な条例になったと自負しています。

県議会だより創刊

初代編集長に就任

議会改革推進会議は、県民の皆様へ県議会をより身近に感じていただくこと、「県議会だより」の創刊を決めました。編集に当たる広報委員会を立ち上げ、委員長に横山隆義議員、編集

不正と断定、県に監査改善求める

会令
社命
福善
の務
り改
み業

福祉生活病院
常任委員会

調査半年、報告書提出

社会福祉法人「みのり福祉会」に県は昨年1月と10月、不適切な土地取引や簿外経理を理由に業務改善を命令しました。私が副委員長を務める福祉生活病院常任委員会は5年間で7億円の公金が投入され、村田実・元県議会議長が理事長だっ

たことを重視。登記簿や給与台帳など書類の精査、参事人招致、法人の現地調査など半年かけて精査し、6月議会最終日に本会議に報告書を提出しました。

報告書は、土地代金を法人が払いながら、村田氏とその家族に登記され、多額

の整備充実も求めました。法人は村田氏らを刑事告訴しているのに、適正な捜査と適正な処分がなされるか見守り、委員会の判断と違った場合は百条委員会の設置等も視野に調査を再開すると結んでいます。

報告書は、土地代金を法人が払いながら、村田氏とその家族に登記され、多額

断。理事会や評議員会が形骸化していたと指摘しました。少なくとも平成17年には県は事態を把握しながら有効な指導ができなかったのは問題と、県の監査体制

が不正と断定、県警に捜査を促したことは異例です。委員全員が懸命に努力した成果で、事件記者の経験も活かせたと思っています。